

盛岡市立手代森保育園トイレ増設修繕 仕様書

1 対象施設

盛岡市立手代森保育園 盛岡市手代森 22 地割 49 番地 1

2 期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 11 月 30 日まで

3 修繕内容

大人用トイレ（温水洗浄便座）の設置、既存トイレの撤去及びブース改修（撤去処分含む）別添、修繕内訳書及び施工箇所図のとおり。

4 仕様

(1) 共通仕様

修繕内訳書や仕様書に記載されていない事項は、「盛岡市建築工事等基準仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」並びに「公共建築改修工事標準仕様書（建築、機械設備、電気設備工事編）（最新版）」による。

5 監理

- (1) 施工箇所がすでに供用されている施設である為、利用者や付近住民への安全対策、配慮に必要な措置を講ずること。施工に当たっては、事前に市担当者と綿密な打ち合わせを行い、本施設の業務に支障なきよう万全を期すること。また、施工完了後は、その箇所について完成確認を受けること。
- (2) 軽微な修理については、受注者の負担で行うものとする。
- (3) 調査等にて重大な不良箇所が判明した場合については、速やかに発注者へ報告し指示を受けるものとする。
- (4) 施工に必要な水、電力等の使用は、施設管理者と協議すること。
- (5) 安全に留意し、発生品については、適法処分すること。
- (6) 工期内に他業者による修繕、清掃等が必要になった際は、工程調整を行うこと。
- (7) 施工によりトイレ使用停止期間が発生する場合は、施設管理者と対応を協議すること。
- (8) 事故が発生した場合は、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること（要領書等は盛岡市ホームページ参照。）。
- (9) 修繕の着手、施工及び完成において官公署、消防署、電力・通信事業者その他関係機関へ必要となる諸手続等は、市担当者と協議の上受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続に係る費用はすべて受注者の負担とする。
- (10) 保育園は、午後 1 時から 3 時まで午睡の時間となるため、午睡の妨げとなる音の出る作業等は行わないこと。また、車両の出入りの際及び作業の際には、児童の安全に気をつけること。作業日程及び時間は各施設と事前に調整を行うこと。
- (11) 入札に際し、必要に応じて現地確認を行って差し支えないが、事前に保育園に連絡をすること。

6 主な提出書類

- (1) 実施工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 施工写真（施工前・施工中・施工後）
- (4) その他必要なもの

7 その他

- (1) 現場代理人は不要、契約代金は一括払いとする。
- (2) 仕様書等に疑義が生じたとき、又は明示されていない事項については、両者協議の上、決定する。